

第3章 プランの基本的考え方

1. 基本方針

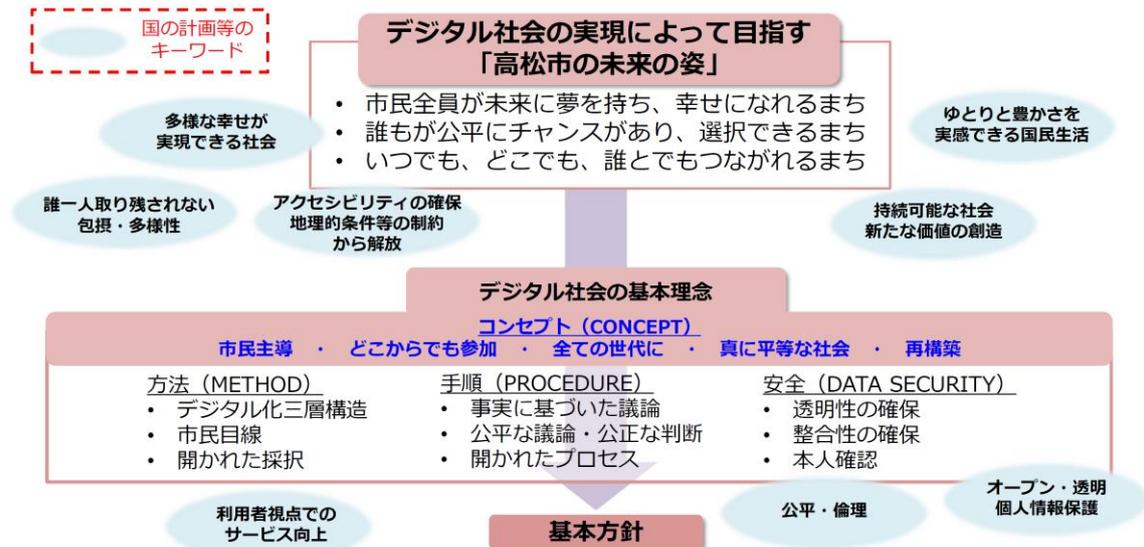
国では、令和3年9月にデジタル庁が設置され、「デジタル社会形成基本法」等の法や計画等に基づいて、デジタル社会の実現に向けた取組が進められつつあります。

法や計画等において示されているデジタル社会の形成に向けた国の考えを踏まえて、本市では、スーパーシティ構想の提案に当たって、デジタル社会の実現によって目指す「高松市の未来の姿」と本市における「デジタル社会の基本理念」を示しました。

この考え方の下では、全ての市民がまちづくりの主役であり、デジタル技術の活用によって時間や場所の制約から解放された多様な主体が協働し、一人一人の多様な幸せや、誰もが公平に活躍できる機会を創出していくことが目指されます。

また、「デジタル社会の基本理念」の下、2030年頃に実現を目指すまちの姿として「フリーアドレスシティたかまつ（FACT）」を提示しています。「フリーアドレスシティたかまつ」では、時間や場所の制約から解放され、デジタルをツールに「ひと」と「ひと」がつながることにより、人間らしく生活するために必要な出会いや交流を生み出すまちの実現を目指します。

図表3-1 高松市が目指すデジタル社会の姿と基本理念
(基本方針の前提となる考え方)



(注)「デジタル化三層構造」とは、デジタイゼーション(デジタルツールを導入するなどの部分的なデジタル化)、デジタライゼーション(デジタル導入による付加価値の創出)を経て、デジタル・トランスフォーメーションを実現するという構造のこと。

「高松市の未来の姿」及び「デジタル社会の基本理念」に基づく「高松市デジタル改革宣言」と、「フリーアドレスシティたかまつ（FACT）」のコンセプトを踏まえ、本プランの基本方針は以下のとおりとします。

基本方針

市民全員がデジタル技術を活用でき、社会全体のDXを進めることで、誰もが、どこからでも利便性を享受できる「スマートシティたかまつ」の実現

2. 施策体系

本プランにおける施策は、基本方針を踏まえ、以下に示す施策体系に沿って展開を図ります。

(1) 持続可能で魅力的なまちづくり

人口減少、少子・超高齢社会が進行し、人的・財政的資源に限られる中、様々な地域課題を解決するためには、デジタル技術やデータを有効に活用する必要があります。

また、先端的技術を活用した分野横断的な取組を推進することで、新たな価値の創造を促進するとともに、災害や感染症等の緊急事態への強靭性を備えた持続可能で魅力的なまちづくりを推進します。

(2) 市民ニーズに応じた行政サービスの効率的な提供

少子・超高齢化の進行による社会保障費の増大や、経済規模の縮小による市税収入の減少等が懸念される中、多様な市民ニーズに対してきめ細やかな行政サービスを提供するためには、デジタル技術の活用によって、限られた資源（人員・財源）を最大限効率的に活用する必要があります。

行政手続のデジタル化を進めるとともに、デジタル技術やデータの活用により、行政サービスのあらゆるプロセスを効率化し、市民一人一人の多様なニーズに応じた行政サービスの提供を図ることで、効率的な行政運営を推進します。

また、このような取組を推進するに当たって、市役所内のデジタル人材の育成や、個人情報保護・情報セキュリティ対策の徹底の下、ICT インフラの整備を進めます。

(3) 多様な主体の出会いと協働を促進する仕組みづくり

スマートシティやデジタル化の取組の推進に当たっては、デジタル技術やデータ利活用に関する知見を持つ専門家や情報通信業を始めとする様々な事業者との連携が重要になります。

スマートシティたかまつ推進協議会を始めとする産学民官のネットワークを更に強化し、新たな主体の参入や市民の参画を促進する仕組みを整備するとともに、地域間連携も進めていきます。

また、オープンデータの更なる充実、デジタル技術を活用した市民参画機会の創出等による意思決定プロセスのオープン化を推進することで、多様な主体の協働や創発を促進する環境づくりを進めます。

(4) 誰もがデジタル社会の恩恵を享受できる環境整備

デジタル化の推進に当たっては、スマートフォンやパソコン等の ICT 機器やインターネットを介したサービスに習熟した人とそうでない人との格差（デジタルデバイド）への対策が前提となります。

また、社会全体のデジタル化が進む中、中小企業等のデジタル化への対応も必須となっており、中小企業等の競争力強化のためにもデジタル化への支援を進めます。

デジタルを活用した地域コミュニティ活動の「新しい生活様式」への対応を支援するとともに、地域のデジタル化を担う人材の育成を促進し、誰一人取り残されることのない、デジタル社会の利便性を享受できる環境の整備を推進します。

図表3-2 施策体系図

